

環水大大発第 1609263 号
環水大自発第 1609261 号
平成 28 年 9 月 26 日

各

都 道 府 県 知 事
大気汚染防止法政令市長

 殿

環境省水・大気環境局長

「大気汚染防止法第 22 条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について」の一部改正等について

水銀に関する水俣条約（以下「水俣条約」という。）の的確かつ円滑な実施を確保するため、大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成 27 年 6 月 19 日法律第 41 号。以下「改正法」という。）及び関連する政省令等が公布されたところである。

従来、水銀及びその化合物（以下「水銀等」という。）は、「大気汚染防止法第 22 条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について（平成 13 年 5 月 21 日環管大第 177 号、環管自第 75 号）」（以下「処理基準」という。）において、有害大気汚染物質として常時監視の対象となることを示してきたところである。今般、改正法により水銀等は有害大気汚染物質から除かれることとなったが（改正法による改正後の大気汚染防止法第 2 条第 15 項）、環境中を循環する水銀等の総量を地球規模で削減するという水俣条約の趣旨に則った取組の推進のため、水銀等による大気汚染状況を把握することは重要であり、引き続き水銀等について常時監視を実施する必要がある。このため、別紙の通り事務処理基準を改正し、平成 30 年 4 月 1 日（水銀に関する水俣条約が日本国について効力を生ずる日が平成 30 年 4 月 1 日後となる場合には、当該条約が日本国について効力を生ずる日）から適用する。

なお、改正法により、水銀排出施設から水銀等を大気中に排出する者に対して、排出基準の遵守義務が課せられ、「排出ガス中の水銀測定法」（平成 28 年環境省告示第 94 号）により、当該水銀排出施設に係る水銀濃度をガス状水銀と粒子状水銀に分けて測定することが義務付けられたが、常時監視については、記録の連続性の観点から、従来どおり「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」（平成 9 年 2 月 12 日環大規第 27 号、平成 23 年 4 月 1 日最終改正）によりガス状

水銀のみを測定することとする。

また、「今後の有害大気汚染物質対策のあり方（平成 15 年 7 月 31 日、中央環境審議会、第七次答申）」において、水銀に関する「環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値（指針値）」として「年平均値 $0.04\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下」が示されており、水銀等の常時監視の評価にあたっての指標や事業者による水銀等の排出抑制努力の指標として活用されてきたところである。事務処理基準の改正後における水銀等の常時監視においても、引き続き当該数値を活用することとする。

貴職におかれては、改正後の処理基準に基づき、大気汚染の常時監視の実施に万全を期されたい。